

# 住宅用省エネルギー設備設置補助金

補助対象設備	既築	新築	補助金限度額
太陽光発電システム	○*	○	180,000円
太陽熱利用システム	○	○	100,000円
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	○	○	200,000円
定置用リチウムイオン蓄電システム	○	○	140,000円



※既築住宅に太陽光発電システムを設置して補助を受ける場合は、エネルギー管理システム(HEMS)または、定置用リチウムイオン蓄電システムが設置済みであるか新たに設置する必要があります。

●**工事着工後の申請では補助金が受けられません**ので、ご注意ください。

## 家庭用生ごみ処理機等設置事業補助金



## 合併処理浄化槽の補助制度

種類	補助率	補助金限度額(1基あたり)	台数制限
生ごみ処理機	1/2	25,000円	7年間で1基まで
生ごみ処理容器(コンポスト・密閉処理容器)		3,000円	1年間で2基まで

人槽区分	新規設置	補助金限度額		
		くみ取り便槽からの転換 既設便槽の転換	建物の建て替えを伴う転換	単独処理浄化槽からの転換
5人槽	221,000円	532,000円	332,000円	612,000円
6~7人槽	276,000円	614,000円	414,000円	694,000円
8~10人槽	365,000円	748,000円	548,000円	828,000円

●**工事着工後の申請では補助金が受けられません**ので、ご注意ください。

※予算に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

申請に必要な書類は、町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。



# 犬の登録と狂犬病予防注射

- 1 犬の新規登録手数料…3,000円
- 2 狂犬病予防注射手数料…2,950円
- 3 狂犬病予防注射済票…550円



犬の新規登録と狂犬病予防注射を行います。日程内であればどの場所でも受けられますので、都合の良い場所や日時を選んで、愛犬と一緒にお願いします。

期日	場所	時間
4月4日(月)	五辻共同利用施設	午前9時30分~11時30分
	旧飯笹農協倉庫	午後1時~3時
4月5日(火)	牛尾共同利用施設	午前9時30分~10時20分
	船越共同利用施設	午前10時40分~11時30分
	旧中農協倉庫	午後1時~3時
4月6日(水)	旧常盤農協倉庫	午前9時30分~11時30分
	南玉造農村協同館	午後1時~2時30分

期日	場所	時間
4月7日(木)	旧久賀小学校跡地	午前9時30分~10時20分
	西古内グラウンド駐車場	午前10時40分~11時30分
	旧十余三小学校跡地	午後1時~1時50分
	旧北保育所前	午後2時10分~3時
4月8日(金)	役場附属棟	午前9時~11時30分
	〃	午後1時~3時
5月8日(日)	〃	午前9時~11時30分

お問い合わせ●生活環境課環境係 ☎ 76-5406

# 多古こども園時間外職員募集!

多古こども園では、会計年度任用職員を募集します。

職 種●① 保育教諭 ② 保育補助

仕 事 内 容●① 時間外の保育・教育業務 ② ①の業務補助

資 格●① 幼稚園教諭・保育士 ② 不要

給与(時給)●① 1,019円 ② 960円 ※①・②とも通勤手当の支給あり

勤 務 時 間●月曜~金曜日

午後3時~6時(勤務日開始日なども含め応相談)

詳しくは、お問い合わせください。

申込・お問合せ●多古こども園 ☎ 76-6050



~あなたが創る“地方の時代”~

最大 250万円

## 多古町魅力活力にぎわい創出支援事業補助金

町内で創業や事業承継をする事業者(個人・法人)に対し、事業開始に要する費用の一部を最大250万円補助します。

すでに町外で事業を営んでいて、町内で新たに事業所を設置する場合などでも対象になります。

### 対象要件

- ・申請年度内に創業または申請時に創業の日から6カ月が経過していないこと
- ・営む業種が「小売業・卸売業・サービス業」その他これらに類すること
- ・町内で5年以上継続して事業を行うこと
- ・原則として、週20時間以上営業すること
- ・許認可が必要なものは、取得していること
- ・多古町商工会に加入すること
- ・住所または所在地の税などに滞納がないこと
- ・フランチャイズチェーン方式などによる出店でないこと
- ・対象経費の発注は原則、町内業者に発注すること



### 補助対象経費

対象経費例	補助率	上限額
会社設立費用 ・司法書士や行政書士など専門家への報酬	1/2 以内	20万円
設備費用 ・機械装置や工具器具備品の調達費用など(原則リース・レンタルでの調達)	1/2 以内	50万円
工事費用 ・事務所や店舗の工事	1/2 以内	50万円 (空き店舗を活用する場合は100万円)
賃借料 ・店舗の賃借料	1/2 以内	月額5万円 (通算12カ月を限度とする)
広告宣伝費 ・パンフレット印刷費用 ・看板の制作費用	1/2 以内	20万円

詳しくは町ホームページをご覧ください。



お問い合わせ●産業経済課経済振興係 ☎ 76-5404